

横瀬町の障がい福祉サービスガイド (概要版)

平成26年4月

横 瀬 町

目 次

No.	事 業 名	頁
1	身体障害者手帳	1
2	身体障害者手帳申請に係る診断書料助成	2
3	療育手帳	3
4	精神障害者保健福祉手帳	4
5	重度心身障害者医療費の助成	5
6	ひとり親家庭等医療費支給	6
7	更生医療の給付	7
8	自立支援医療(精神通院)	8
9	育成医療	9
10	心身障害者扶養共済制度	10
11	児童扶養手当	11
12	特別児童扶養手当	12
13	特別障害者手当	13
14	障害児福祉手当	14
15	在宅重度心身障害者手当	15
16	障害基礎年金	16
17	自立支援給付	17~18
18	補装具費の支給	19
19	車いす貸し出し	20
20	重度障害者居宅改善整備	21
21	身体障害者住宅貸付資金	22
22	相談支援	23
23	コミュニケーション支援	24
24	日常生活用具の給付	25
25	小児慢性特定疾患日常生活用具給付	26
26	移動支援	27
27	日中一時支援	28
28	地域活動支援センター	29
29	就労支援	30
30	訪問入浴サービス	31
31	紙おむつの支給	32
32	自動車改造費用の助成	33
33	運転免許取得費用の助成	34
34	自動車運転免許の無料教習	35
35	自動車等燃料費助成	36
36	難病患者通院費補助金	37
37	在宅酸素療法者酸素濃縮装置利用給付金	38
38	障害児(者)生活サポート	39
39	福祉有償運送	40
40	駐車禁止適用除外	41
41	有料道路通行料割引	42
42	福祉タクシー券交付	43
43	タクシー料金割引	44
44	バス運賃割引	45
45	鉄道運賃割引	46
46	国内航空運賃割引	47
47	携帯電話割引サービス	48
48	NTT無料電話番号案内	49
49	NHK放送受信料減免	50
50	郵送による不在者投票	51
51	あんしんサポートネット	52
52	税の控除・減免	53
53	自動車税・自動車取得税の減免	54
54	公共施設の利用	55~56

横瀬町・障害程度別該当事業一覧表

[illegible]

身体障害者手帳

- 内 容 身体障害者手帳は、からだに障がいがあり、その障がい固定(障がいによつては、発症から概ね6ヶ月以上の経過が必要)された方を対象として、申請に基づいて県知事が交付します。
その程度は、1級から6級に区分されています。
- 対 象 視覚(視力の低下・視野が狭い)、聴覚(耳が聞こえない・聞こえづらい)、音声・言語・そしゃく(話すことができない)、肢体不自由(身体の一部が欠けている、または不自由)、内部(心臓・腎臓・呼吸器・直腸・膀胱・小腸・肝臓・免疫)などの身体的に障がいがある方が対象となります。
- 申請書類等 ①身体障害者手帳交付等申請(届)書(役場にあります。)
②診断書(障害の部位により様式が異なります。)
③印鑑
- 交付手続き ① 写真(大きさ：縦 4 cm × 横 3 cm ・ 正面脱帽で6ヶ月以内のもの)
② 印鑑
- 再 交 付 (1) 障がいが重くなったり、追加があったときは、新規申請と同様に指定医師の診断書が必要です。
身体障害者手帳、診断書、印鑑を持って申し出てください。
(2) 手帳の紛失・破損など再交付が必要な場合は、写真(大きさ：縦4cm×横3cm・正面脱帽で6ヶ月以内に撮影したもの)、印鑑を持って申し出てください。
- 再 認 定 手帳に再認定の時期が明記されているときは、その期日前に障害程度の再判定が必要です。
身体障害者手帳、診断書、印鑑を持って申し出てください。
- 住所変更と返 住所が変更になったときは変更届が必要です。
また、手帳が必要でなくなったとき(死亡等)は速やかに返還ください。
町外に転出される場合は転出先の市町村担当課で手続きしてください。
身体障害者手帳、印鑑を持って申し出てください。
- 問い合わせ 健康づくり課
Tel 25-0116
E-mail kenkou@town.yokoze.saitama.jp

身体障害者手帳申請に係る診断書料助成

内 容 身体障害者手帳の申請に係る診断書料の一部を3,000円を上限に助成します。

対 象 者 身体障害者手帳の交付申請をされた方

相 談 窓 口 横瀬町社会福祉協議会 ☎22-7380

療育手帳(みどりの手帳)

- 内 容 療育手帳(埼玉県では「みどりの手帳」と呼んでいます。)は、埼玉県療育手帳実施要綱に基づき、18歳以下で発症し、知的な遅れがあってIQが概ね70以下の方に発行される手帳です。
その程度は、○A(最重度)からC(軽度)までに区分されています。
ADHDや自閉症という診断があっても、知能指数が高くても療育手帳が取得できるというわけではありませんのでご注意ください。
療育手帳はあくまでもご本人やご家族の手帳を取得したいという意思に基づいて交付されるものです。
- 判 定 機 関 ① 18歳以上の方:埼玉県総合リハビリテーションセンター
② 18歳未満の方:埼玉県熊谷児童相談所
- 対 象 知的に障がいがある方が対象となります。
- 申 請 書 類 等 ① 申請書 ② 印鑑
- 交 付 手 続 き ① 写真(大きさ:縦 4 cm × 横 3 cm・正面脱帽で6ヶ月以内のもの)
② 印鑑
- 再 交 付 手帳の紛失・破損など再交付が必要な場合は、写真、印鑑、破損の場合は、その他に療育手帳を持って申し出てください。
- 再 認 定 手帳に再認定の時期が明記されているときは、その期日前に障害程度の再判定が必要です。
療育手帳、印鑑を持って申し出てください。
- 住 所 変 更 と 返 還 住所が変更になったときは変更届が必要です。また、手帳が必要でなくなったとき(死亡等)は速やかに返還ください。町外に転出される場合は転出先の市町村担当課で手続きしてください。療育手帳、印鑑を持って申し出てください。
- 問 い 合 わ せ 健康づくり課
Tel 25-0116
E-mail kenkou@town.yokoze.saitama.jp

精神障害者保健福祉手帳

- 内 容 精神障害者保健福祉手帳は、初診日から6ヶ月を経過した方で、日常生活または社会生活に制約がある方を対象として、申請に基づいて県知事が交付します。
その程度は、1級から3級までに区分されています。
精神の障がいとして年金を受けている場合、年金証書等で手帳の申請ができます。
- 対 象 統合失調症、気分障害(そううつ病)、認知症、アルコール依存症、神経症、心因反応、パニック障害、摂食障害、精神発達障害、てんかん、その他精神疾患により、日常生活または社会生活に制約がある方が対象となります。
- 申請書類等 ① 申請書
② 医師の診断書(精神障害者保健福祉手帳用)(初診日から6か月を経過した日以後に作成されたもの)または障害年金を受けている方は診断書に替えて、年金証書および直近の振込み通知書
③ 同意書(年金証書添付の場合)
④ 印鑑
- 交付手続き ① 写真(大きさ：縦 4 cm × 横 3 cm・正面脱帽で1年以内のもの)
② 印鑑
- 再 交 付 手帳の紛失・破損など再交付が必要な場合は、写真、印鑑、破損の場合は、手帳を持って申し出てください。
- 更新手続き 手帳は2年毎に更新手続きが必要です。
- 住所変更と返 住所が変更になったときは変更届が必要です。
また、手帳が必要でなくなったとき(死亡等)は速やかに返還ください。
町外に転出される場合は転出先の市町村担当課で手続きしてください。
- 問い合わせ 健康づくり課
Tel 25-0116
E-mail kenkou@town.yokoze.saitama.jp

重度心身障害者医療費の助成

内 容 重度の心身障がい児者が医療機関等で診療を受けた場合、各種医療保険(国保・社保等)制度による医療費の一部負担金健康保険から支給される高額療養費(家族療養附加金は除く)や入院時の食事代を助成する制度です。

対 象 者 ① 身体障害者手帳の1級、2級、3級の方
② 療育手帳の④最重度・A重度・B中度の手帳を持っている方
③ 65歳以上で高齢者の医療の確保に関する法律施行令に障がいがあると町長が認めた方

利 用 方 法 受給資格登録をすると「受給者証」(オレンジ色または水色)が交付されます。医療機関を受診する際は、必ず「受給者証」を窓口に提示してください。
医療機関窓口で医療費を支払った場合には、領収証(氏名、保険点数など詳しく載っているもの)を受け取り、重度心身障害者医療費請求書に領収証を添付のうえ請求することができます。請求書は、役場にあります。

申請に必要なもの

- ①身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳
- ②健康保険証(後期高齢者医療被保険者証を含む。)
- ③印鑑
- ④障がい児者本人名義の金融機関の通帳

問い合わせ 健康づくり課
Tel 25-0116
E-mail kenkou@town.yokoze.saitama.jp

ひとり親家庭等医療費支給

内 容 横瀬町に住所を有しているひとり親家庭等に対し、医療費の一部を支給することにより、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援し、ひとり親家庭等の福祉の増進を図ることを目的とした制度です。

支給対象者
(所得により
対象外にな
る場合があり
ます)

- ① 母子家庭の場合: 児童とその児童を育てている母
- ② 父子家庭の場合: 児童とその児童を育てている父
- ③ 養育者家庭の場合: 児童とその児童を育てている養育者(1名)
- ④ 父または母に一定の障がいがある場合: 児童とその児童を育てている母または父
(原則として当該障がいの状態にない母または父)

①～④の児童とは18歳に達した日の属する年度末までの児童
(一定の障がいがある児童は20歳未満まで)

申請に必要なもの

- ①印鑑
- ②その他、申請者の状況により必要なものが異なります。

問い合わせ 健康づくり課
Tel 25-0116
E-mail kenkou@town.yokoze.saitama.jp

更生医療の給付

内 容 身体障がい者の更生に必要な医療であって、障がいを軽くしたり、機能を回復することができるような医療を国または都道府県が指定する医療機関で受けられます。(心臓手術、血液透析治療、角膜手術、関節形成手術、腎移植手術など)ただし、この制度を利用する場合、埼玉県総合リハビリテーションセンターの判定が必要となります。なお、原則として医療費の自己負担は1割となります。世帯の所得水準により1か月当たりの負担に上限が設定されています。

対 象 者 18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けている方

申請に必要なもの

- ①身体障害者手帳
- ②医師意見書(用紙は役場にあります。)
- ③印鑑
- ④健康保険証(後期高齢者医療受給者証を含む。)
(助成を受ける方の加入している健康保険証の世帯全員分)
- ⑤所得の状況を確認できるもの
(直近の1月1日現在、横瀬町在住で住民税の確定申告がされている方は、同意書でも可。)

問い合わせ 健康づくり課
Tel 25-0116
E-mail kenkou@town.yokoze.saitama.jp

自立支援医療(精神通院)

- 内 容 次に掲げる病気で通院治療が必要な場合、通院にかかる医療費の自己負担を軽減する制度です。精神科デイケア・訪問看護・調剤(院外薬局)などを利用する場合も適応となります。
- 対 象 統合失調症、そううつ病、認知症、アルコール依存症、神経症、心因反応、パニック障害、人格障害、てんかん、摂食障害、精神運動発達遅滞などの病気のため、医療機関に通院して医療を受けている方が対象となります。(介護保険で訪問看護を利用されている方も対象となります。)
- 自立支援医療費の自己負担額 利用者についてはかかった医療費の原則1割を負担することになります。が、「世帯」の所得等に応じて月額負担上限額が設けられます。
- 申請書類 ① 自立支援医療費(精神通院)支給認定申請書
② 意見書(自立支援医療 精神通院用)
③ 健康保険証(後期高齢者医療保険証を含む)
※助成を受ける方の加入している健康保険証の世帯全員分が必要
④ 所得の状況を確認できるもの
⑤ 受給者証(更新申請の場合)
- 更新手続き 1年ごとの更新手続きが必要です。
- 変更申請
変更届け 住所、氏名、所得段階、医療機関、薬局等、保険の種類に変更が生じた場合には、変更申請または変更届が必要です。
- 問い合わせ 健康づくり課
Tel 25-0116
E-mail kenkou@town.yokoze.saitama.jp

育成医療

- 内 容 現存する疾患がこれを放置すれば、将来障がいに至ると認められる児童であって、その障がいを除去または軽減することにより生活能力が得られるための確実な治療効果が期待できるものであることが必要です。
- 対 象 者 18歳未満の肢体不自由、視覚、音声、言語、そしゃくの各種機能障がいまたは内部障がいのある児童
- 相 談 窓 口 健康づくり課
問 い 合 わ せ Tel 25-0116
E-mail kenkou@town.yokoze.saitama.jp

心身障害者扶養共済制度

- 内 容 保護者が死亡または重度の障がい状態になった場合、障がい者に年金が支給されます。また、障がい者が死亡した場合は弔慰金が支給されます。
- ① 掛金は加入者の年齢により月額 9,300円～23,300円
 - ② 1人2口まで加入できます。
 - ③ 年金は1口月額 20,000円
- 対 象 者 心身障がい者の保護者で次の要件に該当する方
- ① 加入者の年齢は4月1日で65歳未満であること。
 - ② 加入時、埼玉県内に住所を有すること。
 - ③ 加入者は特別の疾病や障がいがなく生命保険の対象となる健康状態であること。
- 問い合わせ 健康づくり課
Tel 25-0116
E-mail kenkou@town.yokoze.saitama.jp

児童扶養手当

- 内 容 児童扶養手当は、父母の離婚、死亡などによって父または母と生計を同じくしていない子どもや父または母に一定の障がいのある子どもを育てている方に支給される手当です。
一定の障がいとは、診断書により判断されます。障害者手帳の判断基準とは異なりますので、ご相談ください。
- 助 成 額 4か月分まとめて4・8・12月に支払います。
全部支給 月額 41,020円 一部支給 月額 41,010円～9,680円
※ 児童数、所得額により変わります。
- 対 象 者 父親に一定の障がいがある18歳未満の児童を養育している方。
一定の障がいとは、診断書により判断されます。障害者手帳の判断基準とは異なります。
次の場合には手当が受けられません。
①父親が公的年金を受けることができる場合または、児童が公的年金の額の加算対象となっているとき。
②児童福祉施設等(通園施設は除く。)に児童が入所している場合
③本人または家族に一定の所得があるときは、その年度は支給停止になります。
- 問い合わせ 健康づくり課
Tel 25-0116
E-mail kenkou@town.yokoze.saitama.jp

特別児童扶養手当

内 容 20歳未満で、身体または精神に政令で定める程度の障害のある児童を監護する父、もしくは母、または父母にかわってその児童を養育している方に手当を支給します。障害者手帳の判断基準とは異なりますので、ご相談ください。

次の場合には手当が受けられません。

①児童が障害による公的年金を受けることができる場合

②児童福祉施設等(通園施設は除く。)に児童が入所している場合

③本人または家族に一定の所得があるときは、その年度は支給停止になります

支 給 額 1級(重度障害児) 月額 49,900円
2級(中度障害児) 月額 33,230円

支 給 時 期 手当は年3回、4月(12～3月分)、8月(4～7月分)、12月(8月～11月分)にその月の前4か月分が支払われます。

注)請求する方やその配偶者および同居等生計を同じくしている扶養義務者(申請者の直系血族、兄弟姉妹)の所得により、手当の支給に制限があります。

問い合わせ 健康づくり課
Tel 25-0116
E-mail kenkou@town.yokoze.saitama.jp

特別障害者手当

内 容 在宅での日常生活において、重度の障がいゆえに特に必要とされる介護等の負担を軽減するため手当を支給します。

助 成 額 月額 26,000円

対 象 者 20歳以上であって、精神または身体の重度障がいにより日常生活において常時特別の介護を要する状態にある方。ただし、施設に入所中の方および3か月を超えて病院などに入院している方は除きます。(所得制限があります。)

問い合わせ 健康づくり課
Tel 25-0116
E-mail kenkou@town.yokoze.saitama.jp

障害児福祉手当

内 容 在宅で日常生活を送る重度障がいのある児童に対して手当を支給します。

支 給 額 月額 14,140円

支 給 時 期 手当は年4回、2月(11～1月分)、5月(2～4月分)、8月(5～7月分)、11月(8月～10月分)に3か月分ずつ支払われます。

注)申請する方やその配偶者および同居等生計を同じくしている扶養義務者(申請者の直系血族、兄弟姉妹)の所得により、手当の支給に制限があります。

対 象 者 ①20歳未満であって、身体障害者手帳の1級および2級の一部の方
②療育手帳の㊤最重度の方
③常時介護を要する精神に障がいのある方、その他これと同程度の方

ただし、①～③のうち、障害年金を受給している方、および施設に入所中の方は除きます。(所得制限があります。)

問い合わせ 健康づくり課
Tel 25-0116
E-mail kenkou@town.yokoze.saitama.jp

在宅重度心身障害者手当

内 容 重度障がいがあり、在宅で生活している方に対し、手当を支給します。
ただし、所得制限が設けられています。
また、平成22年1月1日より、65歳以上の新規手帳取得者は、この手当を受け取ることができません。

助 成 額 月額 5,000円（6か月間をまとめて3・9月に支払）

対 象 者 重度の障がいがあり、特別障害者手当・障害児福祉手当・経過措置福祉手当を受給しておらず、当年度の市町村民税が非課税の方。
①身体障害者1・2級
②療育手帳④最重度・A重度
③精神障害者保健福祉手帳 1級
④超重症心身障害児(障害児福祉手当と併用して支給が受けられます。)

申請に必要なもの

- ①身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳
- ②同意書または所得の状況を確認できるもの
- ③印鑑
- ④障がい者本人名義の通帳

問い合わせ 健康づくり課
Tel 25-0116
E-mail kenkou@town.yokoze.saitama.jp

障害基礎年金

内 容 国民年金法に掲げる障がい等級表(1級・2級)による障がいの状態にある間は、障害基礎年金が支給されます。

障害基礎年金の受給権者がその受給権を得たときに、その人によって生計を維持していた18歳未満の子または20歳未満で障がいの程度が1級・2級の子があるときは、加算があります。事前に役場へご相談ください。

助 成 額 年金額 1級 年額 973,100円
2級 年額 778,500円

対 象 者 国民年金障害等級表の1・2級に該当する20歳以上の障害者で初診日前に保険料を納めた期間が加入期間の3分の2以上にある方に支給されます。
また、20歳前に障がい者となった方については20歳に達したときから支給されます。(ただし、20歳前に障がい者となった方については、一定以上の所得があると支給停止になります。)

問い合わせ 健康づくり課
Tel 25-0116
E-mail kenkou@town.yokoze.saitama.jp

秩父年金事務所 ☎27-6560

自立支援給付

障がい者の自己選択と自己決定を尊重し、自分らしく暮らしていける社会の実現のため、福祉サービスを提供する制度です。

<利用者負担について>

利用者負担については、原則1割負担です。所得に応じて減額制度があります。

訪問系サービス	居宅介護(ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います	介護給付
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的にを行います	
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います	
	同行援護	重度の視覚障がいのある人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います	
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います	
	児童デイサービス	障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います	
	短期入所(ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います	
日中活動系サービス	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います	訓練等給付
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します	
	自立訓練(機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います	
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います	
	就労継続支援(A型・B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います	
居住系サービス	共同生活援助(グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で相談や日常生活の援助を行います	介護給付
	障害者支援施設での夜間ケア等(施設入所支援)	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います	
	共同生活介護(ケアホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います	
日常生活サービス	移動支援	円滑に外出できるよう、移動を支援します	地域生活支援事業
	地域活動支援センター	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設です	
	福祉ホーム	住居を必要としている人に、低額な料金で居室等を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行います	
	日中一時支援	日中の活動の場を確保し、家族の就労や一時的な休息を支援します	
	日常生活用具の給付	日常生活の便宜を図るための用具を給付します	
	相談支援	日常生活や社会生活が安心して営めるよう、相談に応じ、必要な情報の提供、援助等を行います	
	コミュニケーション支援	公的機関、医療機関等で意思の伝達ができるよう、手話通訳者や要約筆記者の派遣を行います	
	訪問入浴サービス	家庭において入浴が困難な重度障害者に対して家庭に巡回入浴車で訪問の派遣を行います	

申請に必要なもの

- ①身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳または医師意見書等
- ②印鑑

相 談 窓 口 横瀬町役場 健康づくり課

利 用 で き る 施 設

児童デイサービス	星の子教室	秩父市中村町4-2-21	☎22-0717
障害者支援施設での夜間ケア等	カーサ・ミナノ	皆野町国神421	☎62-5612
障害者支援施設での夜間ケア等	さやか	秩父市山田1199-2	☎24-9951
障害者支援施設での夜間ケア等	ユーアイハウスおがの	小鹿野町三山2213-1	☎72-5011
短期入所	カーサ・ミナノ	皆野町国神421	☎62-5612
短期入所	偕楽園	秩父市蒔田1977	☎23-2313
短期入所	さやか	秩父市山田1199-2	☎24-9951
短期入所	ユーアイハウスおがの	小鹿野町三山2213-1	☎72-5011
生活介護	カーサ・ミナノ	皆野町国神421	☎62-5612
生活介護	生活介護事業所とも	秩父市中村町3-13-23 ふれあいセンター内	☎21-6371
生活介護	さやか	秩父市山田1199-2	☎24-9951
生活介護	ユーアイハウスおがの	小鹿野町三山2213-1	☎72-5011
生活介護	ふらわあ	秩父市寺尾2825	☎25-3000
生活介護	キックオフ作業所	秩父市大宮5739-10	☎24-5004
生活介護	秩父デイサービス	秩父市桜木町8-9	☎22-7688
生活介護	蒔田デイサービス	秩父市蒔田1977	☎23-2313
生活介護	影森デイサービス	秩父市上影森759-2	☎21-5238
生活介護	高篠デイサービス	秩父市栃谷369-1	☎21-6510
生活介護	荒川園デイサービス	秩父市荒川贅川1088	☎54-1500
生活介護	デイサービス おばしら	秩父市小柱166	☎62-3113
生活介護	シンシア	秩父市番場町3-4	☎22-6651
生活介護	ぶこうの里デイサービスセンター	横瀬町大字横瀬1170-20	☎27-8080
生活介護	ふれあいの里デイサービスセンター	横瀬町大字横瀬1170-20	☎27-8080
自立訓練	さやか	秩父市山田1199-2	☎24-9951
自立訓練	武甲の森	秩父市寺尾1449	☎24-5553
就労移行支援	さやか	秩父市山田1199-2	☎24-9951
就労移行支援	ふらわあ	秩父市寺尾2825	☎25-3000
就労移行支援	武甲の森	秩父市寺尾1449	☎24-5553
就労移行支援	さやかワークセンター	横瀬町大字横瀬4299-1	☎26-6613
就労継続支援	ふらわあ	秩父市寺尾2825	☎25-3000
就労継続支援	自立工房 山叶本舗	秩父市久那1629	☎23-4871
就労継続支援	作業所ケルン	秩父市中村町3-13-23 ふれあいセンター内	☎22-8806
就労継続支援	パレット秩父	秩父市中村町3-13-23 ふれあいセンター内	☎24-6163
就労継続支援	さやかワークセンター	横瀬町大字横瀬4299-1	☎26-6613
就労継続支援	自立支援農場 きづな作業所	小鹿野町長留3545	☎75-2049
共同生活援助・共同生活介護	日の出	秩父市寺尾1476-1	☎24-1025
共同生活援助・共同生活介護	一ノ谷ホーム	秩父市大野原887-7	☎24-9951
共同生活援助・共同生活介護	りんごホーム	秩父市山田1850-7	☎24-9951
共同生活援助・共同生活介護	サンヒルズホームほし	秩父市大野原80-71	☎24-9951
共同生活援助・共同生活介護	サンヒルズホームそら	秩父市大野原80-70	☎24-9951
共同生活援助・共同生活介護	きりきホーム	秩父市大野原1923	☎24-9951
共同生活援助・共同生活介護	びーす	秩父市日野田1-628-11	☎21-0021
共同生活援助・共同生活介護	さんさんホーム	秩父市山田559-7	
共同生活援助・共同生活介護	フレグランスホーム	秩父市大野原1147-1	☎24-9951
共同生活援助・共同生活介護	さやかホーム	秩父市大野原976	☎24-9951
共同生活援助・共同生活介護	みなみホーム	秩父市黒谷1479	☎24-9951
共同生活援助・共同生活介護	のぞみ	秩父市阿保町10-23	☎25-2003
共同生活援助・共同生活介護	ひかり	秩父市阿保町10-23	☎25-2003
共同生活援助・共同生活介護	つばさ	秩父市寺尾1893-3	☎
共同生活援助・共同生活介護	ケアホームみやび	秩父市小柱678	☎62-6823
共同生活援助	ステップ	秩父市久那1629	☎23-4884
居宅介護	ちちぶわくわくクラブ	秩父市道生町8-15	☎24-9961
居宅介護	秩父市社会福祉協議会 障害者居宅支援事業所	秩父市野坂町1-13-14	☎22-1514
居宅介護	生協ちちぶケアステーション	秩父市熊木町20-13	☎25-2077
居宅介護	生協ながとろケアステーション	秩父郡長瀨町本野上780-1	☎69-2380
居宅介護	シンシア	秩父市番場町3-4	☎22-6651
居宅介護	ケアセンター えるぷえんて	横瀬町大字横瀬4549-1	☎25-0809
居宅介護	皆野町社会福祉協議会 指定居宅支援事業所	皆野町大淵103-1	☎62-4615
居宅介護	ヘルパーステーションながとろ苑	長瀨町野上下郷428	☎69-2056
居宅介護	小鹿野ヘルパーステーション	小鹿野町小鹿野30	☎75-4110

補装具費の支給

- 内容 障害児(者)の失われた部位や障がいのある部分を補って、日常生活を容易にするため次に掲げる補装具の購入と修理に要した費用について補装具費を支給します。
- ただし、介護保険該当の方は、介護保険のサービスが優先となります。
- なお、この制度を利用する場合、埼玉県総合リハビリテーションセンターの判定が必要となります。

対象となる補装具

障 害 区 分	補装具の種類
視 覚	盲人安全つえ・義眼・眼鏡等
聴 覚	補聴器
肢 体 不 自 由	義肢・装具・座位保持装置・車いす・電動車いす・座位保持いす・起立保持具・歩行器・頭部保持具・排便補助具・歩行補助つえ・重度障害者用意思伝達装置

申請に必要なもの

- ①身体障害者手帳(書類判定ができる場合は、手帳と同時申請が可能。)
- ②印鑑

問 い 合 わ せ 健康づくり課
 TEL 25-0116
 E-mail kenkou@town.yokoze.saitama.jp

車いす貸し出し

内 容 身体の状況変化等によって急遽車いすが必要とされる方に車いすの貸出を行っています。

貸出期間は概ね1か月以内を限度としています。

利 用 料 無料

対 象 者 在宅で生活されている方。

ただし、介護保険や障害者自立支援が利用可能な方は当該制度を利用してください。

相 談 窓 口 横瀬町社会福祉協議会 ☎22-7380

重度身体障害者居宅改善整備費の補助

内 容 重度身体障がい者の日常生活の環境改善、介護者の負担の軽減及び自立更生を促進するため、居室、便所、浴室等居宅の一部を障がいに応じ使いやすく改造する為の費用について助成します。
ただし、介護保険制度の住宅改修など、他の補助制度による補助を受ける工事等については、対象とならない場合がありますので、事前にご相談ください。

助 成 限 度 額 1件あたり36万円の範囲内でその2/3を補助

対 象 者 下肢又は体幹に障がいのある障がい程度1、2級の身体障害者手帳の交付を受けている方で、所得が一定基準以下の方(詳細は窓口でおたずねください。)

申請に必要なもの

- ①身体障害者手帳
- ②居宅改修の計画書および見積書
- ③印鑑

問 い 合 わ せ 健康づくり課
Tel 25-0116
E-mail kenkou@town.yokoze.saitama.jp

身体障害者住宅貸付資金

内 容 身体障がい者の暮らしやすい環境づくりを目指し、住宅を購入・増築・改築または改造する場合に必要な資金をお貸しします。

貸付を受けられる方 県内に居住している身体障がい者または身体障がい者を扶養している方で増築等により身体障がい者の生活の改善・向上が期待される方

貸 付 額 150万円以内

利 息 年3.0%(据置中は無利子)

返 済 6年以内

相 談 窓 口 横瀬町社会福祉協議会 ☎22-7380

相談支援

内 容 日常生活や社会生活が安心して営めるよう、相談に応じ、必要な情報の提供、援助等を行います。

利 用 料 無料

利用できる施設 ①身体・知的障がいについての相談窓口
★秩父障がい者総合支援センター「フレンドリー」
相談日：月曜日から金曜日 午前9時から午後5時まで。

休業日：土曜日、日曜日、祝日、年末年始

身体障がい関係(カナの会) 秩父市中村町3-12-23
ふれあいセンター内

☎22-7785
fax22-7055

知的障がい関係(清心会) 秩父市熊木町12-21
さやかサポートセンター内

☎22-7045
fax21-6705

②精神障がいについての相談窓口
★生活支援センター「アクセス」
相談日：月曜日から金曜日 午前9時から午後5時まで。

休業日：土曜日、日曜日、祝日、年末年始

精神障がい関係(全和会) 秩父市寺尾1476-1

☎24-1025
fax24-1026

③障がい者の就労等についての相談窓口
★秩父障がい者就労支援センター「キャップ」
相談日：月曜日から金曜日 午前9時から午後5時まで。

休業日：土曜日、日曜日、祝日、年末年始

秩父市熊木町12-21
さやかサポートセンター内

☎22-2870
fax22-2870

問 い 合 わ せ 健康づくり課
Tel 25-0116
E-mail kenkou@town.yokoze.saitama.jp

コミュニケーション支援事業

内 容 公的機関、医療機関等で意思の伝達ができるよう、手話通訳者や要約筆記者の派遣を行います。利用料は無料です。

利 用 料 無料

対 象 者 聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障のある障がいがある方等

問い合わせ 健康づくり課
Tel 25-0116
E-mail kenkou@town.yokoze.saitama.jp

埼玉聴覚障害者情報センター

〒330-0074 さいたま市浦和区北浦和5-6-5 浦和地方庁舎別館

電話 048-814-3353 FAX 048-814-3354

日常生活用具の給付

内 容 重度障害児(者)に対し、その障がいや等級、世帯状況等により特殊寝台等の日常生活用具を給付しています。T字状・棒状の杖、頭部保護帽、点字器、人口咽喉頭、ストマ装具および収尿器を除く用具の給付の対象者は、在宅の障がい者です。ただし、介護保険の該当の方は、介護保険のサービスが優先となります。

対象となる用具

用 具		
介護・訓練支援用具	特殊寝台(者のみ)	
	特殊マット	
	特殊尿器	
	入浴担架	
	体位変換器	
	移動用リフト	
	訓練椅子(児のみ)	
	訓練用ベッド(児のみ)	
自立生活支援用具	入浴補助用具	
	便器	
	T字状・棒状の杖	木材 軽金属
	移動・移乗支援用具	
	頭部保護帽	保護帽A 保護帽B
	特殊便器	
	火災警報器	
	自動消火器	
	電磁調理器(者のみ)	
	歩行時間延長信号機用小型送信機	
	聴覚障害者用屋内信号装置	
	在宅療養等支援用具	透析液加温器
ネブライザー(吸入器)		
電気式たん吸引器		
酸素ボンベ運搬車		
盲人用体温計(音声式)		
盲人用体重計(者のみ)		
住宅改修費		
居宅生活動作補助用具		

用 具			
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置		
	情報・通信支援用具		
	点字ディスプレイ(者のみ)		
	点字タイプライター		
	点字器	標準型A 標準型B 携帯用A 携帯用B	
		録音再生 再生専用	
		視覚障害者用ポータブルレコーダー	
		視覚障害者用活字文書読上げ装置	
	視覚障害者用拡大読書器		
	盲人用時計(者のみ)	触読 音声	
	聴覚障害者用通信装置		
	聴覚障害者用情報受信装置		
	人工喉頭	笛式 電動式	
	視覚障害者用ワードプロセッサ(共同利用)		
	点字図書		
排泄管理支援用具	ストマ装具	蓄便袋 蓄尿袋 紙おむつ	
		男子用A 男子用B 女子用A 女子用B	
	収尿器	男子用A 男子用B 女子用A 女子用B	

申請に必要なもの

- ①身体障害者手帳または療育手帳
- ②印鑑

問 い 合 わ せ 健康づくり課

Tel 25-0116

E-mail kenkou@town.yokoze.saitama.jp

小児慢性特定疾患日常生活用具給付

内 容 特殊寝台等の日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図ります。

対 象 者	用 具	対 象 者
	便器	常時介助を要する方
	特殊マット	寝たきりの状態にある方
	特殊便器	上肢機能に障害のある方
	特殊寝台	寝たきりの状態にある方
	歩行支援用具	下肢が不自由な方
	入浴補助用具	入浴に介助を要する方
	特殊尿器	自力で排尿できない方
	体位変換器	寝たきりの状態にある方
	車いす	下肢が不自由な方
	頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する方
	電気式たん吸引器	呼吸器機能に障害のある方
	クールベスト	体温調節が著しく難しい方
	紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障害を起こすことがある方
	ネブライザー(吸入器)	呼吸器機能に障害のある方
	パルスオキシメーター	人工呼吸器の装着が必要な方

申請に必要なもの

- ①小児慢性特定疾患医療受給者証
- ②印鑑

問い合わせ 健康づくり課
 Tel 25-0116
 E-mail kenkou@town.yokoze.saitama.jp

移動支援事業

内 容 屋外での移動が困難な障がいのある方に対し、外出のための支援を行います。事前に町への登録申請が必要です。

利用者負担 原則として、定められた基準額の1割が負担額となりますが、負担額には所得に応じた上限額が別に定められています。

対 象 者 身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者および障がい児

利用できる施設

えるぷえんて

〒368-0072 横瀬町大字横瀬4549-1 電話 0494-25-0809

ちちぶわくわくクラブ

〒368-0016 秩父市道生町8-15 電話 0494-24-9961

生協ちちぶケアステーション

〒368-0032 秩父市熊木町20-13 電話 0494-22-9902

介護支援事業所 縁(ゆかり)

〒177-0045 東京都練馬区石神井台7-21-8 電話 03-3920-5072

けあビジョン秩父

〒368-0041 秩父市番場町15-10 サンクレイン番場102 電話 0494-26-5153

大島介護サービスセンター

〒368-0055 秩父市田村903-1 電話 0494-23-0515

申請に必要なもの

- ①身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳
- ②障害福祉サービス受給者証
- ③印鑑
- ④その他、自己負担上限額を決定するに当たり必要とする書類

問い合わせ 健康づくり課
Tel 25-0116
E-mail kenkou@town.yokoze.saitama.jp

日中一時支援事業

内 容	障がい児(者)の日中の活動の場を確保し、障がい児(者)の家族の就労や障がい児(者)を日常的に介護している家族の一時的な休息を支援します。事前に町への登録申請が必要です。		
利 用 者 負 担	原則として、定められた基準額の1割が負担額となりますが、負担額には所得に応じた上限額が別に定められています。		
対 象 者	横瀬町に住所を有する身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者および障がい児		
利用できる施設	カーサ・ミナノ	皆野町国神421	☎62-5612
	さやか	秩父市山田1199-2	☎24-9951
申請に必要なもの	①身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳 ②障害福祉サービス受給者証 ③印鑑 ④その他、自己負担上限額を決定するに当たり必要とする書類		
問 い 合 わ せ	健康づくり課 Tel 25-0116 E-mail kenkou@town.yokoze.saitama.jp		

地域活動支援センター

内 容 施設において創作的活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流等の支援を行います。

利 用 料 無料

対 象 者 ①身体障害者手帳の交付を受けている方
②療育手帳の交付を受けている方
③精神保健福祉手帳の交付を受けている方
④自立支援医療(精神通院)制度を利用している方

利用できる施設 アクセス 秩父市寺尾1476-1 ☎24-1025

申請に必要なもの

- ①身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳等
- ②印鑑

問 い 合 わ せ 健康づくり課
Tel 25-0116
E-mail kenkou@town.yokoze.saitama.jp

就労支援

(1) 就労移行支援

内 容 一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

利用できる施設

さやか	秩父市山田1199-2	☎24-9951
ふらわあ	秩父市寺尾2825	☎25-3000
キャップ	秩父市熊木町12-21 さやかサポートセンター内	☎22-2870
武甲の森	秩父市寺尾1449	☎24-5553
さやかワークセンター	横瀬町大字横瀬4299-1	☎26-6613

(2) 就労継続支援(A型・B型)

内 容 一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。

利用できる施設

ふらわあ	秩父市寺尾2825	☎25-3000
自立工房山叶本舗	秩父市久那1629	☎23-4871
作業所ケルン	秩父市中村町3-13-23 ふれあいセンター内	☎22-8806
パレット秩父	秩父市中村町3-13-24 ふれあいセンター内	☎24-5550
さやかワークセンター	横瀬町大字横瀬4299-1	☎26-6613
自立支援農場 きづな作業所	小鹿野町長留3545	☎75-2049

申請に必要なもの

- ①身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳等
- ②印鑑

問 い 合 わ せ 健康づくり課
Tel 25-0116
E-mail kenkou@town.yokoze.saitama.jp

訪問入浴サービス事業

- 内 容 家庭において入浴が困難な重度障害者に対して家庭に巡回入浴車で訪問の派遣を行います。事前に役場にご相談ください。
- 利 用 回 数 回数は1人につき1日1回、1か月に5回までです。
- 利 用 者 負 担 原則として、定められた基準額の1割が負担額となりますが、負担額には所得に応じた上限額が別に定められています。
- 対 象 者 医師が入浴を適当と認めた方で、自力または家族の介助のみでは入浴することが困難な方
- 申請に必要なもの ① 入浴サービス利用承認申請書および入浴承認書
② 医師の発行した入浴意見書
③ 印鑑
④ その他、自己負担上限額を決定するに当たり必要とされる書類
- 問 い 合 わ せ 健康づくり課
Tel 25-0116
E-mail kenkou@town.yokoze.saitama.jp

紙おむつ給付事業

内 容 紙おむつが必要な方に規定枚数を配布します。

対 象 者 自宅で生活している方で、次の障がい等があり、当該障がいにより二次的に自力で排泄処理が困難な方。

- ① 身体障害者1～2級
- ② 療育手帳④(最重度)・(A重度)
- ③ 介護保険において要介護3以上の認定を受けた65歳以上の者

申請に必要なもの

- ①身体障害者手帳または療育手帳
- ②印鑑

問い合わせ 健康づくり課
Tel 25-0116
E-mail kenkou@town.yokoze.saitama.jp

自動車改造費用の助成

内 容 障がい者の自立更生を促進するため、運転免許を取得しようとする方に対して取得費の一部を補助しています。ただし所得制限がありますので、事前に町への相談が必要です。

助成限度額 10万円

対 象 者 身体障害者手帳の交付を受けている方で就労等に伴い、自らが所有し運転する自動車の操行装置等の一部を改造する必要がある方

申請に必要なもの

①身体障害者手帳

②印鑑

問い合わせ 健康づくり課
Tel 25-0116
E-mail kenkou@town.yokoze.saitama.jp

障害者運転免許取得費補助事業

内 容 障がい者の自立更生を促進するため、運転免許を取得しようとする方
に対して取得費の一部を補助しています。ただし、所得制限があります
ので、事前に町への相談が必要です。

助 成 額 12万円の範囲内で対象経費の2/3を補助

対 象 者 横瀬町に住所を有する身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保
健福祉手帳の交付を受けた者

申請に必要なもの

- ① 身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳
- ② 印鑑
- ③ 自動車運転免許取得費の見積書

問い合わせ 健康づくり課
Tel 25-0116
E-mail kenkou@town.yokoze.saitama.jp

自動車運転免許の無料教習

- 内 容 18歳以上の身障手帳所持者が自動車運転免許を取得して就職しようとする場合、次の①②③のすべてに当てはまる方は、厚生労働省の委託により「身体障害者運転能力開発訓練センター」で所定の教習料金が無料で運転教習を受けられます。(検定料など約3万5千円自己負担)
- ① 公共職業安定所に求職登録してある方
 - ② 運転免許試験場での運動適性審査に合格した方
 - ③ 身体障害者運転能力開発訓練センターが入所を認めた方
- なお、入所日は1, 4, 7, 10各月の月初めで、訓練期間は3ヶ月です。
宿泊施設(有料)もあります。

相 談 窓 口 身体障害者運転能力開発訓練センター
通称 東園(あずまえん) 月曜定休
TEL 048-481-2711
FAX 048-481-6578
ホームページアドレス <http://www.azumaen.or.jp>

自動車等燃料費助成

内 容 在宅の障がい者本人または家族が、障がい者のために使用する自動車等の燃料費の一部を助成しています。事前に町への登録申請が必要です。
申請時期は、毎年4月と10月の年2回になります。
福祉タクシー利用券および自動車とバイクのとの重複給付はできません。

★給付量 自動車…30ℓ／1月を限度とし、1ℓあたり50円を補助
バイク… 5ℓ／1月を限度とし、1ℓあたり50円を補助

対 象 者 ①下肢または体幹に障がいのある障がい程度4級以上の身体障害者手帳の交付を受けている方
②療育手帳の交付を受けている方と同居している同一生計者

申請に必要なもの

- ①身体障害者手帳または療育手帳
- ②自動車等の車検証(所有者、ナンバーが記載されているもの)
- ③運転免許証
- ④印鑑
- ⑤対象者名義の通帳等(振込先がわかるもの)

問い合わせ 健康づくり課
Tel 25-0116
E-mail kenkou@town.yokoze.saitama.jp

難病患者通院費の助成

内 容 横瀬町に住所を有する難病患者に対して、通院に要した交通費の一部を助成します。

申請時期は、4月から翌年3月までの分を当該年度の3月末日までに提出してください。申請は、随時受け付けます。

助 成 額 ① 電車、バスを利用した場合・・・経済的な経路で通院に要した鉄道賃、路線バス賃の1/2の額を助成
② 自家用車を利用した場合・・・路程に応じ1kmにつき18円の1/2の額を助成

対 象 者 厚生労働省が定める難病治療のため町外の病院等へ通院している患者

申請に必要なもの

- ① 通院証明書または領収証等
- ② 特定疾患医療受給者証または小児慢性特定特定疾患受給者証
- ③ 印鑑
- ④ 対象者名義の預貯金通帳

問い合わせ 健康づくり課
Tel 25-0116
E-mail kenkou@town.yokoze.saitama.jp

在宅酸素療法者酸素濃縮装置利用給付金の助成

内 容 酸素濃縮装置の利用に係る電気料の一部を補助します。

助 成 額 1月あたり1,500円

対 象 者 横瀬町に住所を有し、酸素濃縮装置を使用し、在宅酸素療法を行っている方

申請に必要なもの

①在宅酸素療法者酸素濃縮装置利用給付金交付申請書

②在宅酸素療法受診証明書
またはメーカー発行の酸素濃縮装置使用証明書

③印鑑

問い合わせ 健康づくり課
Tel 25-0116
E-mail kenkou@town.yokoze.saitama.jp

障害児(者)生活サポート

内 容 在宅の心身障がい児(者)の地域生活を支援するため、障がい児(者)及びその家族の必要性に応じて、町が認定した団体が、一時預かり、送迎、外出支援等のサービスを行います。
利用されたサービス量に応じて町から団体へ費用の一部を補助します。
事前に町への登録申請が必要です。

利 用 料 金 1時間あたり950円(利用した団体に直接支払います。)

利 用 時 間 年間150時間以内(登録月により異なります。)

対 象 者 ①身体障害者手帳の交付を受けている方
②療育手帳の交付を受けている方
③精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
④知的障害者更生相談時または児童相談所において知的障がいの判定を受けた方
⑤難病患者等(医師の意見書等にて病状が確認できる方)
⑥医師により発達に障がいがあると診断された方

申請に必要なもの

- ①身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
または医師診断書等
- ②印鑑

問 い 合 わ せ 健康づくり課
Tel 25-0116
E-mail kenkou@town.yokoze.saitama.jp

福祉有償運送

内 容 公共交通機関を使用して移動することが困難な方を対象に車両による有償運送を行うサービスです。

対 象 者 要支援者、要介護者及び身体障害者に認定され、単独では移動することが困難な方
高齢者等で身体に障がいがあり、単独では移動することが困難な方

問い合わせ 健康づくり課
Tel 25-0116
E-mail kenkou@town.yokoze.saitama.jp

駐車禁止適用除外

内 容 標章を提示すれば駐車禁止区域内(法定禁止区域内を除く)でも、他の交通の妨げにならなければ駐車できます。
ただし、現場警察官の指示に従って頂く場合もあります。

対 象 者 下記のとおりですが、窓口で相談してください。

内 容	対 象 者
自ら自動車を運転する場合	身体障害者手帳の交付を受けた歩行困難方
本人が同乗し家族等特定の人に運転してもらう場合	
本人が同乗し家族等特定の人に運転してもらう場合	療育手帳 ^① または A
本人が同乗し家族等特定の人に運転してもらう場合で、日の出から日没までの時間において使用中の車両に限りです。	色素性乾皮症の患者

相 談 窓 口 管内警察署 ☎24-0110

有料道路通行料の割引

内 容 全国の有料道路料金について、料金を支払う際に、身体障害者手帳または療育手帳を提示して、50%以内での割引を受けることができます。
ただし、あらかじめ申請が必要で、障害者手帳に助成を受ける自動車登録番号等の記載を受けてください。ETCの利用もできます。

対 象 者 身体障がい者のうち自己運転または第1種に該当する重度の身体障がい者および知的障がい者を乗せて介護者が運転する乗用自動車及び貨物自動車で、自己所有か生計を一にする方(どちらも所有していない場合は、「継続して日常的に介護している方」)が所有する車。※ただし、営業車は除く。

利 用 方 法 登録車両が明記してある身体障害者手帳または療育手帳の提示

割 引 率 全国すべての有料道路 50%以内

申請に必要なもの

- ①身体障害者手帳または療育手帳
- ②登録する自動車検査証
- ③運転免許証(障がい者本人が自ら運転する場合)
- ④ETCカード(障がい者本人名義)・・・ETC利用の場合のみ
- ⑤ETC車載器セットアップ証明書・・・ETC利用の場合のみ

問い合わせ 健康づくり課
Tel 25-0116
E-mail kenkou@town.yokoze.saitama.jp

福祉タクシー利用券の交付

内 容 重度心身障がい者の社会生活圏の拡大させるため、希望者に福祉タクシー券(年間24枚)を交付します。県内のタクシーを利用した場合にその初乗り料金を助成します。

対 象 者 ①身体障害者手帳の1・2級の交付を受けている方
②療育手帳の④(最重度)・A(重度)の交付を受けている方

申請に必要なもの

- ①身体障害者手帳または療育手帳
- ②印鑑

問い合わせ 健康づくり課
Tel 25-0116
E-mail kenkou@town.yokoze.saitama.jp

タクシー料金割引

- 内 容 身体障害者手帳または療育手帳を提示することにより、料金が1割引になります。
- 対 象 者 ①身体障害者手帳の交付を受けている方
②療育手帳の交付を受けている方
- 相 談 窓 口 各タクシー事業者

バス運賃割引

内 容 身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を提示することにより、埼玉県内を発着するバスを利用する場合、運賃の5割が割引されます。
ただし、バスの定期券は3割引です。
(第1種身体障害者または療育手帳を所持している知的障がい者は付添者も割引されます。)

対 象 者 ①身体障害者手帳の交付を受けている方
②療育手帳の交付を受けている方
③精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

相 談 窓 口 各バス会社

鉄道運賃割引

内 容 身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けている方が鉄道を利用する場合、鉄道代の助成があります。

対 象 者 身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けている方

区 分	種 類	割引率	取扱区間
第1種障害者(介護付)	普通乗車券	5割	全線
	定期乗車券		
	回数乗車券		
	急行券		
第1種・2種障害者(単独)	普通乗車券	5割	片道100kmをこえるもの

手 続 き 手帳の提示のみで割引が受けられます。
※ 営業距離との関係でその取扱が若干異なる部分がありますので、詳しくは直接各鉄道会社へお問い合わせください。

相 談 窓 口 各鉄道会社窓口

国内航空運賃割引

内 容 身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けている方が国内航空を利用する場合、費用の一部助成があります。

対 象 者 身体障がい者・知的障がい者

	第1種障がい者	第2種障がい者
年 齢	満12歳以上	左に同じ
適用範囲	本人単独利用及び本人と同乗する同数の介護者にも適用される。	本人単独利用のみ適用
割 引 率	国内航空運賃の25%	左に同じ

相 談 窓 口 各航空会社

携帯電話割引サービス

内 容 障害者手帳(身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳)を所持する方の携帯電話基本使用料等が割引となります。

対 象 者 ①身体障害者手帳の交付を受けている方
②療育手帳の交付を受けている方
③精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

相 談 窓 口 携帯電話各社

NTT無料電話番号案内

内 容 104番を利用する際、あらかじめ登録した電話番号と暗証番号を申し出ることにより無料となります。

対 象 者 身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けている方

助成内容 ①身体障害者

障 害 区 分	身体障害者手帳の等級
視覚障害	1～6級
肢体不自由（上肢・体幹・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害）	1～2級

②療育手帳の交付を受けている方

③精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

申請に必要なもの

①身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳など

②印鑑

相 談 窓 口 NTTふれあい案内 電話 0120-104174

NHK放送受信料の免除

内 容 在宅の重度の障がい者等に対し、日常生活を容易にするため、NHK放送受信料の免除を行っています。免除を受ける方は、町で申請証明書に証明を受ける必要があります。事前に役場にご相談ください。

対 象 者

全額免除	半額免除
①公的扶助を受けている場合 ②身体障害者手帳の交付を受けている方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合 ③療育手帳の交付を受けている方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合 ④精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合 ⑤社会福祉法に定める社会福祉事業を行う施設に入所されている場合	①視覚障がいまたは聴覚障がいにより身体障害者手帳の交付を受けている方が世帯主で受信契約者の場合 ②1・2級の身体障がいにより、身体障害者手帳の交付を受けている方が世帯主で受信契約者の場合 ③重度の知的障害者(㊦・A)と判断された方が世帯主で受信契約者の場合 ④精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で、障害等級が重度(1級)の方が世帯主で受信契約者の場合 ⑤戦傷病者手帳の交付を受けている方で、障害程度が特別項症から第1項症の方が、世帯主で受信契約者の場合

申請に必要なもの

- ①身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳など
- ②印鑑

相 談 窓 口 健康づくり課
 TEL 25-0116
 E-mail kenkou@town.yokoze.saitama.jp

NHK大宮営業センター

〒330-0801 さいたま市土手町1-2 JA共催埼玉ビル7階

電話 048-643-1030 FAX 048-641-7435

郵送による不在者投票

内 容 平成16年3月より郵送による不在者投票における代理記載制度が創設され、一定の障がいのある方は、郵送による不在者投票ができます。
この制度を利用する場合は、事前の手続きが必要です。

対 象 者 ①上肢機能障害で身体障害者手帳の1級の交付を受けている方
②両下肢・体幹・移動機能障害で身体障害者手帳の1級及び2級の交付を受けている方
③視覚機能障害で身体障害者手帳の1級の交付を受けている方
④腎臓・心臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸・肝臓で身体障害者手帳1級及び3級の交付を受けている方

問い合わせ 健康づくり課
Tel 25-0116
E-mail kenkou@town.yokoze.saitama.jp

あんしんサポートネット

内 容 一人で生活していくには不安がある方に安心して生活が送れるよう生活支援員が定期的に伺いし、福祉サービスの利用援助等の支援を行います。

- ① 福祉サービスの利用援助
- ② 日常生活上の手続き援助
- ③ 日常的金銭管理
- ④ 書類等預かりサービス(不動産の権利証・契約書・通帳・実印など)

利用料金

①②③	1回1時間1,200円 以降30分毎に400円が加算されます。
④	基本料2,000円 利用料500円

対 象 者 高齢者や知的障がい者、精神障がい者等であって、居宅で生活している方に限らず、施設や病院などを利用している方もご利用できます。

相 談 窓 口 横瀬町社会福祉協議会 ☎22-7380

税の控除・減免

(1) 所得税の障害者控除

内 容 納税者または控除対象配偶者や扶養親族に心身の障がいがある場合は次の額の控除が受けられます。

対 象 者	障 害 の 程 度	控 除 額
	身体障害者手帳の1・2級 療育手帳の④最重度・A重度 精神障害者保健福祉手帳1級	所得金額から40万円控除
	身体障害者手帳の3～6級 療育手帳のB中度・C軽度 精神障害者保健福祉手帳2・3級	所得金額から27万円控除

相 談 窓 口 秩父税務署 ☎22-4433または勤務先の給与係

(2) 住民税の障害者控除

内 容 納税者または控除対象配偶者や扶養親族に心身の障がいがある場合は次の額の控除が受けられます。

対 象 者	障 害 の 程 度	控 除 額
	身体障害者手帳の1・2級 療育手帳の④最重度・A重度 精神障害者保健福祉手帳1級	所得金額から30万円控除
	身体障害者手帳の3～6級 療育手帳のB中度・C軽度 精神障害者保健福祉手帳2・3級	所得金額から26万円控除

相 談 窓 口 横瀬町役場 税務課 ☎25-0113または勤務先の給与係,秩父税務署

(3) その他、相続税・贈与税は、税務署にお問い合わせください。

(4) 個人事業税の非課税

対 象 者 ①両眼の視力が0.06以下の視覚障がいがある方

②あんま・マッサージ・はり・きゅう・その他医療に類する事業を個人で営む場合は、事業税が非課税になります。

相 談 窓 口 秩父県税事務所(秩父地方庁舎内) ☎23-2110

自動車税・自動車取得税の減免

内 容 下記の対象者の方が取得または所有する自動車でもっぱら障がい者などの通院、通学、通所、通勤のために使用される自動車の取得税及び自動車税が減免されます。減免は、障がい者一人に対して1台(軽自動車も含みます)です。

軽自動車減免期間は、納期限の7日前までで、減免申請は毎年必要です。

対 象 者 次に該当する範囲の身体障がい者、知的障がい者およびこれらの方と生活を共にする家族

障害の区分		障害の程度
身体障害者手帳	視覚	1級～3級・4級のうち 両眼の和が0.09～0.12
	聴覚	2・3級
	平衡機能	3級
	音声機能・言語機能	3級(喉頭が摘出された場合に限る)
	上肢	1級・2級
	下肢	1級～6級
	体幹	1級～3級・5級
	乳幼児以前の非進行性脳 病変による運動機能	上肢 1・2級(両上肢機能障害に限る)
		移動 1級～6級
	心臓機能	1級・3級
	腎臓機能	1級・3級
	呼吸器機能	1級・3級
	膀胱または直腸機能	1級・3級
	小腸の機能	1級・3級
	ヒ免疫不全ウイルスによる免疫機能	1級～3級
戦傷病者手帳		恩給法に定める障害の程度で減免の 範囲・詳細については自動車税事務 所に直接お尋ねください。
療育手帳(みどりの手帳)		④(最重度)・A(重度)
精神障害者保健福祉手帳		1級で、かつ障害者自立支援法に規 定する精神通院医療を受けている方

申請に必要なもの

- ①身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳
 - ②印鑑、③運転者の運転免許証、④自動車車検証(コピー可)
 - ⑤納税通知書
- ※以下の書類は、減免を申請する自動車の所有者が障がい者本人以外の人に、
いずれかの書類が必要となりますので、ご相談ください。
- 生計を一にする方とは、原則として障がい者と同居して生活を共にしている方です。
- ⑥障害者と同一生計の方の氏名が併記された健康保険証、源泉徴収票など、
同一生計であることが確認できる書類(コピー可)
 - ⑦障害者の世帯全員の住民票の写し(3か月以内に発行されたもの)
 - ⑧常時介護者の誓約書

相談窓口 <普通自動車> 秩父県税事務所 ☎23-2110
<軽自動車> 横瀬町役場 税務課 ☎25-0113

公共施設の利用

秩父市ふれあいセンター

地域在宅福祉を積極的に推進し、高齢者および障がいのある方々があらゆる人たちと交流しながら、健康・生きがいづくりと社会参加・社会復帰を果たすための施設です。

利用対象者 高齢者(おおむね60歳以上の方)・障害児(者)・福祉関係および団体・その他
秩父市長が認めた方

利用料金 入浴施設 1回100円
ただし、65歳以上の秩父市民及び障がい者は無料
その他施設 無料

開館日 月曜日～土曜日 浴室 午後1時～午後4時
教養娯楽室 午前9時～午後9時

窓 口 秩父市ふれあいセンター ☎22-9132

羊山センター

健康増進と教養の向上を願い“仲間づくり”の輪を広げ、憩いの場として楽しく過ごしていただくための施設です。

利用対象者 どなたでも利用できます。

利用料金 秩父市内居住者 秩父市外居住者
65歳以上・障がい者 無料 300円
高校生以上 200円 300円
小・中学生 100円 150円
幼稚園以下 無料 100円
※ 市内在住の60～64歳の方が入浴する場合100円の利用料をいただきます。
※ 市内在住の65歳以上・障がい者に無料の利用証を交付しています。

開館日 火・水・木・土・日曜日 利用時間 午前10時～午後4時
入浴時間 午後0時30分～午後3時30分

休館日 毎週 月・金 / 国民の祝日の翌日 / 年末年始

無料送迎 秩父市内で10人以上の団体のみ利用できます。(要予約)

窓 口 羊山センター ☎23-2325

秩父市営温水プール

健康増進、体力向上、生涯スポーツの拠点として活用していただける施設です。一般用25mプールと幼児用プールがあり、年間を通じてご利用いただけます。

利用対象者 どなたでも利用できます。

利用料金 障がい者の方は無料です。
※ほかに1年間利用できる年間利用券もあります。

利用時間	第1部	10:00～12:00
	第2部	13:00～15:00
	第3部	15:30～17:30
	第4部	18:30～20:30

休館日 毎週火曜日(ただし、国民の祝日に当たる時はその翌日となります)、
年末年始(12月29日～1月3日)

窓口 (財)秩父市地域開発公社 ☎22-7411

小鹿野町「両神温泉薬師の湯」

公営の温泉施設です。

利用対象者 どなたでも利用できます。

利用料金 障がい者の方は割引(半額)です。
町民 300円
町民外 600円

国民宿舎両神荘

割引 宿泊料の内室料を25%割引

埼玉県山山西省有効記念館「神怡館」

入館料 障がい者の方は無料

総 合 申 請 受 付 ・ 相 談 窓 口

詳しい相談・申請等は、
**横瀬町役場 健康づくり課
子育て支援グループ へ**

**〒368-0072 秩父郡横瀬町大字横瀬 4545 番地
電話 0494-25-0116 （直通）**

※ 相談・申請等の窓口が役場健康づくり課でない場合は、
各制度の説明内に相手先がありますのでご注意ください。